

令和 6 年(行ケ)第 10100 号知財高裁判決 評釈：「誤訳の訂正」の要件に関する厳格 な判断と実務への影響

Gemini

はじめに

令和 7 年 10 月 8 日に知的財産高等裁判所第 3 部が下した令和 6 年(行ケ)第 10100 号判決は、特許無効審判手続における「誤訳の訂正」（特許法第 134 条の 2 第 1 項ただし書 2 号）の許容範囲について、極めて重要かつ厳格な判断基準を示したものであり、今後の知財実務に大きな影響を与えるものとして注目される。本判決は、単に一つの単語の訳語を巡る争いにとどまらず、特許権付与後の権利内容の変更に対する司法の姿勢を明確にしたものと評価できる。すなわち、特許権者の権利救済よりも、特許公報に公示された内容を信頼した第三者の利益保護と法的安定性を優先するという、近年の司法判断の大きな潮流を再確認するものである。

本稿では、この知財高裁判決について、その複雑な手続的経緯を丹念に追ひ、裁判所が示した「誤訳の訂正」の要件に関する詳細な法解釈を分析する。さらに、過去の重要判例との関係性を考察し、本判決が特許実務、特に外国語特許出願の翻訳文作成や権利化後の訂正戦略に与えるであろう具体的な影響について、専門家向けに深く掘り下げた評釈を行う。本件は、特許権者が訂正請求の過程で示した主張の変遷がいかに致命的な結果を招くかを示す、示唆に富んだ事例でもある。

事実及び手続の背景：自己矛盾という罠

本判決の射程を正確に理解するためには、その判断の基礎となった特異かつ複雑な事実関係及び手続の経緯を把握することが不可欠である。被告（特許権者）による度重なる訂正請求とそ

の中での主張の変遷が、最終的に自らの首を絞める結果となった過程は、実務家にとって重要な教訓を含んでいる。

本件特許及び当事者

本件の対象となった特許は、特許第 6328108 号であり、発明の名称を「車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキャリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー」とするものである¹。要するに、側面衝突から子供を保護するための機能を備えたチャイルドシートに関する発明である。

本件訴訟は、無効審判を請求したジョイインターナショナルカンパニーリミテッド（原告）と、特許権者であるサイベックスゲーエムベーハー（被告）との間で争われた。両社はチャイルドシート市場における競合企業であり、本件特許の有効性を巡る争いは、事業戦略上、極めて重要な意味を持っていた。

複雑な手続的経緯

本件は、一度審決がなされ、それが知財高裁で取り消された後、特許庁での再度の審理を経て再び知財高裁で争われるという、複雑な経緯を辿っている。特に注目すべきは、被告による複数回の訂正請求の内容とその変遷である。

1. 最初の無効審判と前件訂正請求

平成 31 年（2019 年）、原告は本件特許の無効審判を請求した。これに対し、被告は令和元年（2019 年）に訂正請求（以下「前件訂正請求」）を行った¹。特許庁は、この訂正を認めた上で、無効審判の請求は成り立たないとする審決（以下「前件審決」）を下した¹。

2. 前訴判決による審決取消

原告は前件審決を不服として知財高裁に審決取消訴訟を提起した（前訴）。令和 3 年（2021 年）、知財高裁は、訂正後の発明は引用発明（甲 5）に基づいて当業者が容易に発明できたものであるとして、進歩性判断の誤りを理由に前件審決を取り消す判決（以下「前訴判決」）を下した。これにより、事件は特許庁に差し戻された¹。

3. 「取下げみなし訂正請求」における重大な主張

差し戻し後の審理において、被告は令和 4 年（2022 年）3 月 9 日に新たな訂正請求を行った。この訂正請求は、後に別の訂正請求がなされたことにより取り下げられたものとみなされたため、「取下げみなし訂正請求」と呼ばれる¹。この訂正請求において、被告は、

本件で最大の争点となる明細書段落【0008】の記載について、誤訳の訂正を目的とする訂正（訂正事項 XII）を求めた。ここで極めて重要なのは、被告がドイツ語原文の"linear"という単語を**「直線的に」**と訳すことを明確に含む訂正を求め、それが原文の正しい翻訳である旨を主張したことである¹。この主張は、後の裁判所の判断において決定的な意味を持つことになった。

4. 本件訂正請求における主張の 180 度転換
- その後、審決の予告を受けた被告は、令和 5 年（2023 年）7 月 4 日に再度訂正請求（以下「本件訂正請求」）を行った。この本件訂正請求において、被告は従前の主張を覆し、段落【0008】の「直線的に」という記載は"linear"の誤訳であり、正しくは**「直接的に」**と訂正されるべきであると主張したのである¹。

紛争の核心：「linear」の翻訳

本件紛争の核心は、訂正事項 7 として請求された、明細書段落【0008】におけるドイツ語原文の"linear"という単語の翻訳にある。原文の該当箇所は以下の通りである。

"...die bei einem Unfall etwaig auftretende Seitenkräfte nicht linear auf den Körper des Kindes, sondern linear am Körper des Kindes vorbei in die Sitzschale einleitet..."¹

被告は本件訂正請求において、「『直線的』という単一の訳語のみに着目し、それ自体が誤訳だったために『直接的』という訳語に訂正したものではなく、全体として意味内容がより原文に忠実となることを目的としたものである」と主張した¹。しかし、この主張は、被告自身が過去に行った主張と真っ向から対立するものであった。被告の主張の変遷を時系列で整理すると、その矛盾は明白となる。

表 1：被告（特許権者）による "linear" の翻訳の変遷			
時期・手続	ドイツ語原文 (WO2013/189819)	提出された日本語訳	主張・目的
特許設定登録時	...nicht linear auf den Körper des	...子供の側部から直線的に離れて、子供	出願時の当初翻訳。

	Kindes, sondern linear am Körper des Kindes vorbei...	の体に入る代わりに...	
令和 4 年(2022 年) / 取下げみなし訂正請求	...nicht linear auf den Körper des Kindes, sondern linear am Körper des Kindes vorbei...	...子供の体に直線的に導くのではなく、直線的な子供の体の周りを迂回して...	「直線的」が正しい翻訳であることを前提に、原文の意味を明確化するとして訂正を請求 ¹ 。
令和 5 年(2023 年) / 本件訂正請求	...nicht linear auf den Körper des Kindes, sondern linear am Körper des Kindes vorbei...	...子供の体に直接的に伝達するのではなく、子供の体のそばを通り過ぎて...	「直線的」は誤訳であり、「直接的」とすることが原文の全体的な意味内容に忠実であると主張 ¹ 。

この表が示すように、被告は令和 4 年の訂正請求において、"linear"の訳語として「直線的」が正しいという立場を特許庁に対して公式に表明していた。それにもかかわらず、わずか 1 年後には、その「直線的」という訳語が誤訳であると主張したのである。

この一連の経緯は、単なる主張の変更以上の意味を持つ。法的な手続において、当事者が一度公式に行った主張は、その後の手続において当事者自身を拘束する効果を生むことがある。本件において、裁判所は被告の複雑な言語学的議論に深く立ち入るまでもなく、被告自身の過去の公式な主張という客観的な事実を指摘するだけで、その主張の矛盾を突き、信頼性を否定することができた。被告は、自らの手続遂行によって、事実上の「禁反言（エストッペル）」に近い状況を自ら作り出してしまったのである。この事件の帰趨は、純粋な翻訳論争ではなく、手続上の整合性という、より基本的な原則によって決定づけられたと言える。

裁判所の判断：「誤訳の訂正」に関する新たな基準

本判決は、「誤訳の訂正」が認められるための要件を極めて明確に定式化した点に、最大の意義がある。裁判所は、特許法第 134 条の 2 第 1 項ただし書 2 号の解釈にあたり、具体的かつ厳格な二段階のテストを提示した。

許容される訂正のための二要件テスト

判決は、「誤訳の訂正」が認められるためには、以下の二つの要件をいずれも満たす必要があると判示した¹。

1. 要件①：原文と翻訳文との間に「誤訳」に起因する意味の相違が存在すること
国際出願日における原文（外国語書面）の記載と、設定登録時の日本語の明細書等の記載との間に意味の相違があり、かつ、その相違が**「翻訳の誤り（誤訳）」**によって生じたことが必要である。
2. 要件②：訂正後の記載が原文の記載と意味的に一致すること
訂正後の日本語の記載が、原文の記載の意味を正確に表すものとして、両者の意味が一致することが必要である。

この二要件テストの確立は、実務に大きな影響を与える。特に要件①は、「誤訳」の存在そのものを厳格に問うものであり、これまで一部で期待されていたような、より広い解釈の余地を事実上否定した。すなわち、特許権者は、単に「訂正後の訳語の方が、原文のニュアンスをより良く表現している」とか「より適切な表現である」と主張するだけでは不十分であり、まず**「訂正前の訳語が客観的に誤りである」**ことを立証しなければならない。これにより、訂正のハードルは格段に上がったと言える。「より良い翻訳」への変更ではなく、「明白な誤り」の是正のみが許されるという、厳しい基準が示されたのである。

「linear」対「直接的」へのテストの適用

裁判所は、上記二要件テストを本件の「直線的」から「直接的」への訂正に適用し、いずれの要件も満たさないと結論付けた。

- 要件①の不充足
裁判所はまず、辞書的な意味に照らせば、ドイツ語の"linear"は「直線状の、線状の」という意味を有すると認定した¹。したがって、これを「直線的に」と翻訳することは、客観的に見て誤訳とは言えないと判断した。
さらに、この判断を決定的に補強したものこそ、被告自身が「取下げみなし訂正請求」において、"linear"を「直線的に」と訳す訂正を求め、それが正しい翻訳であると主張していたという事実であった¹。自らが正しいと主張した翻訳を、後に誤訳であると主張することは許されない、という極めて常識的かつ強力な論理である。これにより、訂正前の「直線的に」という記載が「誤訳」であるという訂正の大前提が崩れた。
- 要件②の不充足
次に裁判所は、仮に要件①をクリアしたとしても、要件②も満たさないと指摘した。「直

線」という語と「直接」という語は、その意味が明らかに異なる¹。"linear"が「線」に関する概念であるのに対し、「直接」は「媒介物がないこと」を意味する。したがって、"linear"を「直接的」と訂正することは、原文の記載と意味が一致するものとは認められないと判断した。

また、被告の「全体として意味内容がより原文に忠実となることを目的とした」という、いわば「意識」や「文脈解釈」を正当化する主張も、裁判所は明確に退けた¹。これは、特許権付与後の訂正においては、主観的・文脈的な解釈よりも、客観的・辞書的な単語の正確性が優先されるという、司法の厳しい姿勢を示すものである。

特許庁審決の論理的欠陥への指摘

本判決は、本件訂正を認めた特許庁の審決が内包していた論理的な矛盾（理由の齟齬）を鋭く指摘している点でも注目に値する¹。

審決は、一方では、原文が「通常は子供の体に**直線的**に向いている力の方向を変えて、シートシェルの中に導入すること」が記載されていると認定しながら、他方では、結論として「横からの力を子供の体に**直接的**に伝達するのではなく...シートシェル内に導く」ことが明らかであるとして、訂正を認めていた¹。

裁判所は、力の「方向」を変えること（「直線的」というベクトル的な概念と整合）と、力の伝達経路が「直接的」か否か（媒介の有無という概念）とは、物理的にも概念的にも全く異なるものであると指摘した。審決がこの二つの異なる概念を混同し、論理的な飛躍のあるまま結論を導いている点を、「理由に齟齬がある」として断じたのである。

これは、単なる事実認定の誤りの指摘にとどまらない。特許庁の審判部という高度な専門家集団による判断であっても、その根底にある論理構成が厳密でなければ、上位の司法判断によって覆されることを明確に示した。実務家にとっては、審決取消訴訟において、単に事実関係を再主張するだけでなく、審決の判断プロセスにおける論理的な欠陥や矛盾点を徹底的に分析し、攻撃することが有効な戦略となり得ることを示唆している。

法的文脈と重要判例の射程

本判決は、孤立した判断ではなく、特許権付与後の訂正に関する一貫した司法判断の系譜に連

なるものとして位置づけることができる。特に、裁判所が付言として言及した「ホスホン酸」事件判決との関係性を理解することは、本判決の真の意義を把握する上で不可欠である。

「ホスホン酸」事件判決と登録公報の優位性

判決の結論部分において、裁判所は特許法第 126 条第 6 項（実質的な拡張・変更の禁止）の判断手法について、知財高裁平成 27 年(行ケ)第 10216 号判決（通称「ホスホン酸」事件）が参照されるべきであると、簡潔ながらも極めて重要な言及を行った¹。

「ホスホン酸」事件判決は、誤訳訂正において、その訂正が特許請求の範囲を実質的に拡張・変更するものに該当するか否かを判断する際には、**原文（外国語書面）を参酌することは許されず**、あくまで公示された日本語の明細書等を基準とすべきである、という原則（**原文参酌の否定**）を確立した画期的な判例である²。その根底には、特許公報に掲載された日本語の記載を信頼して事業活動を行う第三者を保護するという、法的安定性の要請がある。

本件判決は、この「ホスホン酸」事件判決の精神を、実質的拡張・変更（第 126 条第 6 項）の判断場面だけでなく、その前段階である「誤訳の訂正」という訂正目的（第 134 条の 2 第 1 項ただし書 2 号）の適格性判断の場面にまで事実上拡張したものと解釈できる。被告が主張した「文脈全体を考慮すれば『直接的』と訳すのが原文に忠実だ」という主張を退け、あくまで「直線的」という訳語自体の客観的な正しさを問うた本判決の姿勢は、「ホスホン酸」事件が示した「公示された日本語テキストが判断の基礎である」という原則と軌を一にするものである。

これにより、特許権付与後の訂正に関する一貫した司法ドクトリンがより強固になったと言える。すなわち、一度特許権が設定登録され、その内容が公に示された以上、その日本語のテキストが第一次的な法的文書となる。これに対して原文を根拠に変更を加えようとする試みは、それが訂正目的の段階であれ、実質的拡張・変更の段階であれ、第三者の不測の不利益を防ぐために、極めて厳格な審査に付されるという考え方である。

実質的拡張・変更（特許法第 126 条第 6 項）という第二の壁

本判決は、主として訂正目的の要件（誤訳の訂正に該当しない）を理由に審決を取り消したため、特許法第 126 条第 6 項（実質的拡張・変更の禁止）への適合性について踏み込んだ判断はしていない。しかし、判決中で「力の方向についての記載を力の伝達の態様に関する記載へと

変えるものであり、「実質上特許請求の範囲を拡張ないし変更するものにも当たり得る」と示唆している点は見逃せない¹。

これは、仮に被告が「誤訳の訂正」という第一の関門を突破できたとしても、その訂正は「実質的拡張・変更」という第二の、そしてより高い壁に阻まれたであろうことを強く示唆している。特許権者が無効審判の過程で、後から見つかった引用発明を回避するために、発明の技術的思想を事後的に変更しようとするのを、法は幾重もの防壁で防いでいるのである。

「誤訳の訂正」という訂正目的の要件、そして「実質的拡張・変更の禁止」という要件は、それぞれが独立した、かつ連続したハードルとして機能する。特許権者が「誤訳の訂正」を隠れ蓑として、後付けで発明を創造し直すような行為は許さない、という法の断固たる意思が、この構造から読み取れる。

実務上の影響と戦略的指針

本判決は、知財実務、特に外国語書面出願を扱う弁理士・弁護士にとって、極めて重要な指針と厳しい警告を与えるものである。今後の実務においては、これまで以上に慎重かつ戦略的な対応が求められる。

出願段階における翻訳とレビューの決定的な重要性

本判決が突きつける最も厳しい教訓は、「誤訳の訂正」という制度は、あくまで例外的な救済措置であり、安易に頼るべき手段ではないということである。「後で訂正すればよい」という考え方は、もはや通用しない。

実務上の指針：

特許事務所や企業の知財部門は、外国語書面出願の日本語翻訳文を作成する段階に、これまで以上の資源を投入する必要がある。単に言語的に正しいだけでなく、発明の技術内容を深く理解した翻訳者を選定し、さらに出願代理人（弁理士・弁護士）による多角的かつ徹底的なレビュープロセスを確立することが不可欠である。特に、クレームの構成要件となり得る重要な技術用語については、複数の訳語の可能性を検討し、発明の思想を最も的確に表現し、かつ、将来の権利行使や訂正の可能性までも見据えた、戦略的な訳語選択が求められる。この出願段階での僅かなコストと手間を惜しむことが、将来、本件のように特許権そのものを失うという壊滅的な結果につながりかねない²。

訂正請求における戦略：主張の一貫性と客観的証拠

仮に訂正が必要となった場合でも、その請求の進め方には細心の注意を払わなければならない。

- **主張の一貫性**：本件は、主張の不整合がいかに致命的であるかを示す好例である。一度取り下げられた訂正請求における主張であっても、それは公式な記録として残り、後の手続で自らを縛る根拠となり得る。技術用語の解釈については、出願から権利消滅まで、一貫した論理を維持することが絶対条件である。
- **客観的証拠の重視**：裁判所は、被告の「文脈上の意味」という主観的な主張を一蹴し、辞書の定義という客観的な証拠を重視した。誤訳訂正を請求する際には、その主張を裏付ける客観的な証拠（例えば、信頼性の高い技術辞書、学術論文、業界規格など）を提出し、訂正前の翻訳が「誤り」であり、訂正後の翻訳が「唯一の正しい訳」であることを論理的かつ客観的に証明する必要がある⁶。

訂正目的の選択：ハイリスクな判断

本判決以降、「誤訳の訂正」を訂正目的として主張することは、非常にリスクの高い戦略となった。この目的を選択するのは、例えば化学式や数値の明白なタイプミスなど、誰が見ても誤りであることが一目瞭然であり、客観的に証明可能な場合に限定すべきである。

意味の解釈に少しでも揺らぎがあるような曖昧なケースでは、「明りようでない記載の釈明」など、他の訂正目的を検討すべきであろう。ただし、他の訂正目的にもそれぞれ厳格な要件が課せられていることは言うまでもない。

結局のところ、最善の戦略は、訂正の必要性を生じさせないこと、すなわち、出願段階で完璧な翻訳文を作成することに尽きる。本判決は、外国語特許出願実務における「とりあえず出願し、問題があれば後で直す」という安易な時代の終わりを明確に告げている。

結論

令和 6 年(行ケ)第 10 10 0 号知財高裁判決は、特許権付与後の手続における法的安定性を重視する司法の姿勢を改めて明確にした、画期的な判断である。裁判所が示した厳格な二要件テストと、手続上の主張の不整合に対する厳しい評価は、「誤訳の訂正」が許容される場面を著しく限定するものと言える。

本判決は、「誤訳の訂正」制度が、真にやむを得ない翻訳上の過誤によって生じた不正義から特許権者を保護するための「盾」であり、無効審判の過程で不利な状況を打開するために発明の内容を事後的に作り変えるための「剣」ではないことを、実務家に強く認識させた。我々知財専門家にとって、本判決が発するメッセージは明白である。すなわち、出願前の翻訳・レビュー段階における最大限の注意と努力こそが、国境を越えて保護されるべき貴重な特許権を守るための、唯一かつ最良の道であるということだ。

引用文献

1. hanrei-pdf-94701.pdf
2. 誤訳の訂正が特許請求の範囲を変更するものとして認められなかった事例, 10 月 25, 2025 にアクセス、
http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2017_07_1087.pdf
3. 誤訳訂正の訂正審判における特許請求の範囲の拡張・変更の禁止と ..., 10 月 25, 2025 にアクセス、
<https://innoventier.com/archives/2016/09/1937>
4. および、特許異議申立における実務上の留意点, 10 月 25, 2025 にアクセス、
https://jpaa-patent.info/patents_files_old/201507/jpaapatent201507_026_042.pdf
5. 誤記に関する検討（その 1）, 10 月 25, 2025 にアクセス、
http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2014_02_209.pdf
6. 第Ⅷ 部 外国語書面出願 - 特許庁, 10 月 25, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei/document/h23re_examination/8_gaikoku.pdf
7. 第Ⅷ部 外国語書面出願 - 特許庁, 10 月 25, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei/document/h26_kaisei_kaitei/09.pdf
8. 第 2 章 外国語書面出願の審査 - 特許庁, 10 月 25, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/07_0200.html